

ジャクン（オラン・フル）の結婚と離婚¹⁾

前 田 成 文

Marriage and divorce among the Jakun (Orang Hulu) of Malaya

by

Narifumi MAEDA

I 婚 姻 形 式

婚姻形式という語は婚姻の全体にわたる形態を指すのではなく、配偶者の数による単婚と複婚との区別を指す。ムスリム・マレー人社会一般に一夫多妻婚が禁止されていないように、ジャクン（オラン・フル）の間でも一夫多妻婚は容認されている。同時に、後者では一妻多夫婚も禁止されているわけではない。しかしこれは非常に弱い意味での「禁止されていない」ということである。従って一般には、一夫一妻婚があたりまえのこととして受け取られる。

調査対象であるエンダウ川上流の4部落²⁾には複婚の事例は1件もない。ただし結婚歴を見ても、女性の中には町（Mersing）に住む中国人の複数の妻（妾）の一人として結婚したことがあるという事例はある。それ以外ではエンダウの町（Padang Endau）の近くの Denai（ドゥナイ）部落に一夫二妻婚が1例ある。パハン州側の Rompin（ロンピン）には一妻二夫婚の例があるとエンダウの人は言うが確かめられなかった。

Denai における複婚はそのバティン（部落長）がしている。第1妻は Denai の対岸近くにある Labong（ラボン）部落に多く親族を持つ。第2妻は Rompin に親族が多い。バティンはやはり Labong 出身であるが、先代の Labong のバティンが死んでから、第2妻の親族や Labong からの親族を呼んで別の部落を作ったものである（現在13戸）。第2妻とは戦後の共

- 1) 1965年8月より1966年4月までのマレー半島東岸の Endau での筆者の現地調査は東南アジア研究センターの地域研究計画の一環として行なわれたものである。その報告は下記のように発表されている。「エンダウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族覚え書」『東南アジア研究』第3巻第5号（1966），pp. 156-160。「マレー半島におけるジャクンの親族名称」同誌第4巻第5号（1967），pp. 32-51。「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」同誌第5巻第3号（1967），pp. 29-49。なお、経済生活に関しては「マラヤ原住民（オラン・フル）の経済生活」として『アジア経済』に発表の予定。
- 2) Jorak（ジョラック）部落（128人，33クラミン）。Tanjong Tuan（タンジョン・トゥアン）部落（63人，13クラミン）。Punan（プナン）部落（51人，12クラミン）。Peta（プタ）部落（85人，20クラミン）。

産主義ゲリラ活動が激しかった時期にエンダウの町で結ばれ、その後第2妻の両親、兄弟を説得して Denai に移り住んだという。彼女は当時ちょうど夫と死別した時で、両親の知らない間に結婚したものである。母親（父親は1964年に死亡）はゲリラ活動の混乱期でなければ決して結婚させなかったと言っている。第1妻も第2妻も各々3～5人の子供がある。両者とも1軒の同じ家に居住している。³⁾ 夫は両者を平等に扱っているとは言え、子供の間で喧嘩などで両妻の対立が顕在化するし、日々の親族呼称、示称の使い方からして、両方の妻の子供は異なった語を用いる。⁴⁾ 第1妻と第2妻との地位の差はない。

この事例のように、オラン・フルの社会は「例外なく」一夫一妻婚とは言えないが、社会的傾向性としては同時に複数の配偶者を持つことは極めて稀である。ただし、中国人が現地妻あるいは妾として重婚の形でオラン・フルの女を娶うことはあり、オラン・フルのほうでも重婚であるが故に結婚を拒否するということはないし、また、たとえ中国人コミュニティでは正式に認められていなくとも、オラン・フルの間では正式の結婚であることに変わりはない。

II 婚期と年齢較差

婚期に関しては一般質問票の中に項目を設けたが、ほとんどすべてのインフォーマントから確実な時期を聞き出すことは不可能であった。元来彼らの正確な絶対年齢が不明なので⁵⁾、婚期の推定も難しい。推定された絶対年齢に基づいて初婚年齢を推察してみると、15～19才の男女28人の内、未婚男子は10人、未婚女子は4人、寡婦(離別)は1人である。従って約50%は既婚者である。14才以下で結婚しているものはわれわれのリストの中にはない。⁶⁾ 20～24才の年

- 3) 結婚当初は一つの蚊帳の中に夫婦3人と子供が共寝していた。子供が増えてからは、妻を別々の蚊帳に寝かし、夫は蚊帳の間で大きい子供と一緒に寝、交替に蚊帳を訪れる。部落の人は、彼は“pandai ubat”（まじない上手）だという。その理由は2人の妻を喧嘩もさせずにうまく一つ家に住ませているからである。第2妻の母は別の家を建てることを要求しているが、夫は費用が倍かかるようになるという、いっこうに世帯をわけることはない。
- 4) 先に述べたように両妻の出身地が異なるので、子供達はその母の出身地のことばを使う。第2妻はエンダウの普通の名称である。即ちその長女が Salomah という名なので、Mak Salomah（サロマの母）と呼ばれ、Salomah 以下の子供は父親を bapa、母親を emak、オジを wah と呼ぶ。これに対して第1妻は Labong 出身なので、その夫と共に Wah Seri (Seri は彼らの長女) と呼ばれる。夫の通称はこの Wah Seri である。子供は両親を wah、オジを mamak と呼ぶ。2人の妻の長女の年齢差は約7,8才であろう。なお、親族名称については、上掲拙稿「ジャクンの親族名称」を参照されたい。
- 5) マレーシアでは12才になると Identity Card が交付され、それに名前、住所、生地、生年が書き込まれる。オラン・フルに対してこのカードが交付されたのは数年前のことである。その際カードに書き込まれた生年は発行担当官の恣意的な推測によって書かれたものらしく、しばしば相対年齢から見ても不可能と考えられる年齢が見られる。いちおうこのカードはすべてチェックし、その上でより妥当と思われる年齢を推測して本人の年齢とした。現在8才以下の子供は出生票を有しているの、これによってさらに年齢をチェックした。
- 6) 同じジャクンのグループでも Nenasi 地域のほうはことに早婚で、12才で既に結婚しているのは珍しくないという。Nenasi 地域との通婚はしばしばある。なお、調査後 Jorak 部落で15才未満の女子が1人結婚している。

表 1 夫 婦 の 年 齢 較 差

| 年齢差 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 不明 | 計 |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 夫 \geq 妻 | 3 | 1 | 9 | 9 | 7 | 7 | 1 | 2 | 4 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 59 |
| 妻 $>$ 夫 | | | 2 | | 1 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | 5 |

年齢集団を取ると、30人の内、未婚男子は3人、寡夫1人で、わずか10%が未婚者である。これ以上の年齢集団では未婚者はいない。従って、女性では20才以上、男性では25才以上で結婚生活の経験がない者は皆無というわけである。さらに新婚（1年以内、初婚）の4ケースを見てみると、18才（男）、16才（女）が2ケース、25才と18才、23才と21才とがそれぞれ1ケースである。⁷⁾ これらの事実から、女性は15才から20才くらいまで、男性は10代の終りから20代の始めが婚姻適齢期と考えられる。

婚姻適齢期において既に男と女との間に年齢の較差が見られるが、現在結婚生活を送っている夫婦64ケースについて年齢較差をみると、表1のようになる。夫婦同年と見られるものは4.7%、妻のほうが年長なのは7.8%で、圧倒的に夫のほうが年長のケースが多い。

夫が年長の場合をしてみると、最頻値は2～3才の差であるが、平均すれば約6.1才の開きがある。9才から12才までの較差があるグループでは夫婦とも再婚1例、夫の再婚1例、妻の再婚1例で、後者は中国人との結婚である。残りの3ケースは夫婦とも初婚（較差10～11才）、他の1例は不明である。妻の年齢は1例（夫65、妻55）を除いて20代で、平均25才くらいである。較差14才の3例の内、1例は夫婦とも再婚、夫再婚1ケース、不明1である。較差15才の場合、夫は3度目、妻は5度目の結婚である。16才の年齢差のケースは夫再婚、妻初婚、17才のケースは夫婦とも再婚、19才の場合も夫再婚、妻初婚である。18才較差の例は、夫が中国人でオラン・フルと2度離婚、1度死別している。妻は3度目の結婚である。較差9才以上の15ケース全体について前配偶者との間の子供の有無をみると、8例は子持ち（夫5、妻3例）である。連れ子として新しい配偶者と一緒に生活しているのは5例で、その内夫の連れ子3、妻の連れ子2ケースである。出身地については、9才以上夫が年長のこのグループの夫婦は中国人2名を除いて、他のオラン・フル地域から来た者はない。

姉妹房婚の5ケースの婚姻回数を見ると、夫初婚は2例で、妻初婚はない。夫の再婚3回目、4回目は各々1例である。妻のほうは再婚3例、三婚、四婚が各々1例である。姉妹房婚の内4例までは妻が旧配偶者との間に子供をもうけているが、連れ子としているのは2例にすぎない。

7) この数字については前掲拙稿「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」42ページの表6と44ページの表7とを参照されたい。なお、調査後16才と14才の1組、18才の男子が離婚した女と結婚したのが1例、20才の男と15才の女子とが婚約したのが1例見られる（1968年3月現在）。

夫に前配偶者との子供があるのは1例あるが、彼は Nenasi からの移住者で、先妻もその子供も Nenasi にいる。（彼を除いて、姉妹婚の夫婦はすべて Endau 川流域出身者である。）7才年上の妻を持つ夫は35才で初婚である。妻は42才で、先夫との間に23才の男子を筆頭に4人子供を産んだが、現在その長男しか生き残っていない。夫婦の間には8才から1才までの4人の子供がいて、これは皆生きている。⁸⁾ このような姉妹婚に対してコミュニティのメンバーが何らかの異和感あるいは例外としての感じを抱くことはない。⁹⁾

以上年齢較差について異常と見られるケースを検討してみたが、較差が多いと再婚の場合が多いという傾向以外は相関するファクターはないように思われる。結論としては年齢較差が彼らにとって重要でないことを証明している。先に絶対年齢が分からないと述べたが、比較年齢については年齢差というよりも（親族関係の）世代差として受け取られ、本人同志が納得している限り年齢の差はあまり気にされないようである。

III 配偶者の選択

婚姻対象を知るための特別の制度、あるいは婚舎などは存在していない。配偶者選択の社会的束縛は極めて少ないように見え、ほとんど好き嫌いの感情をもとに、結合分離が繰り返されているのではないかと思うほどであり、事実婚姻当事者の意志は常に尊重される。両親も親族も本人の最後の意思表示がない限り、無理矢理に配偶者を押しつけるということはない。しかしその選択の範囲を制限する規制がないのではない。最も基本的なネガティブなものは近親婚禁止である。これはきょうだい婚禁止以外は、異世代婚の禁止としても表現される。逆に見れば、同世代親や近親以外のものとの結婚を促進しているポジティブな規制である。ただオラン・フルが言葉として表現する時にはネガティブな規制として表現されるということである。

近親婚の禁止の範囲は、同世代親では、きょうだいの間だけである。養子として血縁関係のないものが、きょうだいの中に入ってやはり禁婚である。異母あるいは異父きょうだい、および養子に行ってしまった実のきょうだいも同様である。ただし、きょうだい以外の同世代親即ちいとことは自由に結婚できる。特定のいとこ婚を好むということもない。Jorak 部落でのいとこ婚を見ると、FZD¹⁰⁾(1)、FBD(2)、MFBDD(1) と結婚した例が5例見られる。¹¹⁾ きょうだい相姦は死罪に値すると言われているが、彼らの記憶の中にはそのような例はないとい

8) 妻の先夫は共産主義ゲリラ活動期に逮捕されて戻らなかったため、現在の夫と1954年に結婚したという。従って結婚当時夫は22才、妻は30才である。

9) 1967年（調査後）に27才と23才の無子の夫婦が離婚して、妻は5才下の初婚男子と再婚している。

10) 以下親族名称をつぎのとおり略記する。

B : brother, D : daughter, F : father, M : mother, P : parent, S : son,
W : wife, Z : zuster (sister)

11) Jorak 部落の現在の婚姻件数は28組である。

う。¹²⁾ ただし1例 FWD と結婚している例がある。父は再婚で、義理の母は5回目の結婚である。彼は先妻と死別して、1年ほど前に現在の妻(初婚)と結婚した。妻は彼の義理の母の2回目の夫との間の子供である。父の家族とは別の部落に住んでいる。

異世代間の婚姻禁忌に対するサンクションは神秘的な祟りとか、仲間や親族からの叱責・嘲笑だけで、物理的な罰を加えることはない。Jorak 部落で BD 婚をしているのが1例、その他 FPZD, MBDD あるいは FFZD (=MFFZD), FMMBSD などと結婚しているのが1例ずつある。このような近親婚を正確にたどることは極めて難しい。まず離婚・再婚が多く half-relationship が非常に多いことがあげられる。そしてその父親や母親の名前が不明であったり、曖昧であったり、時には同一人物が違う名前と呼ばれたりするので、血縁関係があると思われても系図の上で具体的に繋ぎ合わせる事が困難となる。このような事情で、上述した事例が近親婚のすべてであるとは思われないので、あえて近親婚と全体の婚姻との比率を問題にしない。

オラン・フルは社会的・経済的にマラヤに住む他の人種と較差がある。しかし通婚の社会的・地理的な制限は彼らの意識の中にはない。たとえ中国人でもマレー人でも西欧人でも自由に結婚できるし、地理的にどんなに遠くから来ても彼らの部落に住む限り問題はない。ただ、他出していくとなると、親族の間でかなり反対があり、ことに女の場合は夫になる男が一度女の親族と一緒に暮した後でなければ、勝手に婚出して行くことは難しい。

Jorak 部落では2人の中国人が原住民の妻を娶って土着化している。¹³⁾ 部落に居住する者の親族の行方をたどってみると、4人の女性がオラン・フル以外と結婚して他出している。中国人に2人(Endau と Singapore), マレー人に1人(Johor Bahru), インド人に1人(Mersing)である。一方中国人と結婚して出戻りになって帰って来た経験のある女性は10人にも及ぶ。特殊なケースとしてボルネオから来た Dayak が土着した例もある。¹⁴⁾

部落構成員の出身地を見ると、Jorak 部落では北の Nenasi 方面が多く、Tanjong Tuan 部落では南の Kahang, Punan 部落では Mentelong, Peta 部落では西の Bekok が多い。¹⁵⁾ 通婚の地理的な範囲は南北・西に約 50~70km の所にあるジャクンの部落にまで及んでいるこ

-
- 12) 創造神話では最初きょうだい婚が続き、7世代の間はそのようにして近親婚を繰り返し、その後になって全部世界各地に散って行き、orang dagang (関係のない人) となったという。
- 13) 中国人と2度結婚した老婆が語るには、中国人がオラン・フルと結婚するのは同じ布地でもいろいろと値段が違うのを買う者があるように、結局はお金の問題で、彼らが好んでいるのかどうかは知らない。
- 14) 19世紀の終りの報告にもこの Dayak 達が触れられている。H. W. Lake & H. J. Kelsall, "A Journey on the Sembrong River from Kuala Indau to Batu Pahat," *Journal of the Royal Asiatic Society, Straits Branch*, no. 26 (1894), p. 22.
- 15) 彼らの定着の歴史をたどることは難しいが、エンダウ川、スンブロン川およびその支流域に沿って住み、周囲の土地を耕してしまうと次に移る生活を繰り返している。部落の名前は其の付近の川、丘の名前を取って呼ばれるので、個人の移動歴を尋ねると数カ所にとどまらない地名が出てくる。その上、共産主義ゲリラ活動期に政府がエンダウ川流域の原住民を1カ所に強制移殖させ、現在の諸部落はその移殖地から徐々に分離していったものである。そのような関係で通婚率を求めることは出来なかった。なお、集落に関しては拙稿「マラヤ原住民(オラン・フル)の経済生活」参照。

とになる。南および西への交通は水路が主であるが、とくに西の方は陸路、ジャングルの中を通って行く。北の方も内陸河川を通りながら通行できるのであるが、現在はむしろエンダウの町に出て、バス、自動車以北の川の河口まで行き、そこから遡行する。この通婚圏以上にオラン・フルが婚姻の為に移動するということは稀である。同時に彼らの外界に対する認識も、ほぼこのサークルの中に限られてくる。そして途中を飛びこして Kuala Lumpur や Singapore があり、白人の国や中国が存在している。

一般に部落内で適当な相手がいれば、部落内で婚姻するのが手続上最も簡単である。しかし部落内婚・外婚の規則というものはない。

IV 婚 姻 対 価

婚姻には財貨・労役の移譲が伴うことが多い。これは婚姻による人的交流によって生じた不均衡を相互に補って、両者のグループの均衡をその社会なりに保とうとする働きで、もっとも直截に姻族関係のあり方を規定する要件と言える。

19世紀の中葉にエンダウのオラン・フルを訪れた J. R. Logan によると「結婚に先立って、花嫁の両親に簡単な贈物が送られる。バティンとその家族は40枚の皿を、他の者は20枚の皿を送る」という。¹⁶⁾ Jorak 部落のバティンによると、昔は婚資はわずか皿4枚で良かったとも言う。しかし現在ではこれらの対価はすべて現金に換算される。

婚姻の相談を受けるのは、当事者の waris¹⁷⁾（核親族）で、その中でも waris を代表するものが wali¹⁸⁾ と呼ばれる。waris 同志が、当事者の合意に基づいて、婚姻を承認すると、婚

16) J. R. Logan, "The Orang Binua of Johore," *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, vol. 1 (1847), p. 270.

17) 前掲拙稿「マレー半島におけるジャクンの親族名称」50ページ参照。厳密に言えば waris は姻族関係にあるものを含まない。しかし、waris が女である場合には、婚姻の交渉とかその他の集会で、彼女の夫が彼女の利益を代表して発言することが多い。

18) wali のマレー語での意味は「代表者」で、waris 同様アラビア語に由来する。wali の意味は辞書などによると下記のごとくである。1) guardian for marriage (Ahmad Ibrahim, *Islamic Law in Malaya*. Malayan Sociological Institute, Singapore, 1965.) 2) male relative legally responsible for bride under Moslem law, normally her father (John M. Echols and Hassan Shadily, *An Indonesian-English Dictionary*. 2nd ed. New York, 1963.) 3) her father, or in the event of his being dead, her closest agnate (Judith Djamour, *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London School of Economics Monographs on Social Anthropology, no. 21. University of London, 1959, p. 62.) 4) Guardian of unmarried girl, i.e., ascending agnate (never uncle or brother) (R.O. Winstedt, *An Unabridged Malay-English Dictionary*. 6th ed. Kuala Lumpur, 1964.) 5) all relatives (in Kelantan) (Richard Downs, "A Kelantanese Village of Malaya," in Julian Steward (ed.), *Contemporary Change in Traditional Societies*, Volume II. University of Illinois Press, 1967, pp.137-138.) なお、Winstedt の誤りに関しては Djamour が指摘している。(Judith Djamour, *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London School of Economics Monographs on Social Anthropology, no. 31. 1966, p. 15)。いずれにしても、これらはイスラム法での定義であって、オラン・フルがムスリム・マレー人に影響されてこの言葉を使っているのかもしれないが、イスラム法におけるような法的な保護者（後見人）という強い意味は薄れ、むしろ交渉の代表者というだけの意味である。しかも、オラン・フルの社会では父親よりオジ (bapa saudara) のほうが強い発言力を持ち、父方のオジと母方のオジとがいる場合は、母方のオジのほうが強い力を持っているとされる。

約が取り結ばれる。婚約のために男の方は8ドル¹⁹⁾の現金と、花嫁の使う身の廻り品²⁰⁾とを準備する。これらの贈物は、男から女側の wali に渡され、女自身の手に入る。バティンはこの仲介をする。婚約はしてもしなくても良いが、女の身の廻り品の贈物は必ず男が用意せねばならない。この贈物に対する女性側の反対給付はない。

婚姻の要件として最も重要なのは mas kahwin (婚資金) である。この額は、2.5ドルから25ドルまで、部落によって、場合によって、バティンの裁決に任せられる。バティンは先例を勘考しながら金額を決定する。この金は女の所有になる。しかし、離婚の際に女性側に落度があると、この金を男に返済せねばならない。この mas kahwin 以外に timbang²¹⁾ として、いくらかの金がバティンと女側の waris の間で分配される。さらに婚礼の際の手間賃あるいは寸志料が、両方の waris の間に分配されることもある。これらの金は男が準備して、男側の wali を通じてバティンの手に入ったん渡される。バティンは女側の wali に手渡すわけであるが、その分配法はバティンが決める。婚礼の費用²²⁾も男の負担であり、100ドルから500ドルの経費が女性側の waris に渡され、女性側はその経費でもって婚礼をすべて用意する。

これら男の側の出費に対して、女の方がお返しをするということはない。上記の額をすべて支払わねばならないとすると多額なようであるが、Primary Prestation²³⁾ は、mas kahwin であり、その他の費用は Contingent Prestations ないしは婚礼費用であって、なくても済まされる。また、支払われたとしても貯蓄されるものではなく、その場限りで消費されてしまうものである。しかしながら、これらすべての経費を入れてもマレー人、中国人の婚姻費用に比べれば概して安い。²⁴⁾

19) マレーシア・ドル。1ドルは約118円に相当する。

20) (金または銀)の指輪、耳飾り、首飾り、布地、衣服、ハンカチ、口紅、白粉、鏡、髪油、櫛、剃刀、煙草、ベテル、シレ。すべて買うと60ドルから120ドルくらいかかる。

21) このことばは、“estimating the weight of anything,” “considering the pros and cons of a question” という意味のマレー語であるが、オラン・フルではバティンによって決裁されるべき罰金・税金・贖罪金である。特に何か慣習にもとることをした場合には、この timbang が大きくなる。その処置はすべてバティンに任されている。罰金という意味の denda よりは広い意味に使われ、罰として出すことに限らず、バティンが出すのが妥当だと考える恣意的な額である。しかし、もちろんバティンの結論が住民を納得させるものでなければ、部落の人が離散して行く結果となる。なお、サラワクの Dayak も timbang という語を使うが、この場合は伝統的な物品による罰額を現金に換算しなおしたものである。cf. A. J. N. Richards (comp.), *Dayak Adat Law in the Second Division*. The Government Printing Office, Kuching, 1963.

22) マレー・インドネシアの“wang hantaran” (Ter Harr) あるいは“belanja hangus” (Rosemary Firth, *House keeping among Malay Peasants*. (2nd ed.) London School of Economics Monographs on Social Anthropology, no. 7. 1966, p. 201.) “hantaran belanja” (口羽益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村」『東南アジア研究』第5巻第1号, 1967, p. 11.) に相当する。

23) Meyer Fortes, “Introduction,” *Marriage in Tribal Societies*. Cambridge Paper in Social Anthropology, No. 3. Cambridge, 1962, p. 9.

24) 例えば、ある中国人の材木業者が Jorak 部落の娘(未婚)と結婚したいと申し出た。それに対し、娘側の wali (この時は娘の母の弟)は独断で500ドルの保証金とそれに諸経費の支出を要求した。保証金というのは、オラン・フルでも前例がなく、Jorak のバティンは、そのような前例のないことは自分に関係がないから、wali の間で処理すれば良いということにした。この交渉の後で中国人が言うには、「オラン・フルなどにそんな多額の婚資金を出したら、中国人コミュニティの仲間に対して顔向けができない」と。

オラン・フルの婚姻対価は上記のように、かなり簡単なもので、ごく形式的で、実質的な経済的意味が大きいとは考えられない。しかし、この対価が支払われないと、夫婦の方も恥ずかしさを感じるし、親族も、本人が支払われぬ場合は、種々の援助を与えて、できるだけ婚礼を盛大にしようとする。それでも、この対価なしに common-law-marriage のような形で結婚生活に入ったものもないではない。彼らに対する特別なサンクションあるいは差別は公にはない。結局、男に要求されるのは、結婚式のための費用、すなわち饗応と誇示に関することであって、花嫁への贈物、岳父母の親族への寸志がそれに付け加えられるにすぎぬとも言える。

V 婚 姻 儀 礼

オラン・フルの社会では特別な成人式はない。結婚の交渉のイニシアティブは、男の方が取る。男の wali が女の方の両親や waris に、女の意向を打診に行き、本人も waris 達も承認すると、婚約の段取りになることは前節で述べた。この予備交渉の段階で、本人同志が直接交渉することは禁じられており、これを破るものは、婚姻が成立するしないにかかわらずバティンに罰金を課せられる。²⁵⁾

この予備交渉の段階で、女の側から婚資額に対する希望が出され、ほぼ一致する段階まで交渉がなされる。予備交渉がまとまった時に、婚約のための費用として、男側から8ドルの婚約金が支出されることもあるが、これは男の任意にまかされる。mas kahwin の額はバティンによって決定されるが、贈り物の数は、前節に述べた品物を一揃えか二揃えあるいは三揃え、全部金製にするか銀製にするかなどが女側から要求される。饗応のための費用の額も、この際決定される。しばしばこの時に女性側が大きな金額を主張して、両者妥協せずに物別れになることも多い。

予備交渉で決められた日に、男の waris が女の家を訪ねる。その前にバティンの所へ行って、贈物、婚資金などをあらかじめチェックしてもらう。同時にこれが男の側からのバティンへの最初の正式な報告ともなるわけである。品物と婚資金はサロンに包まれて、肩から掛けて持っていかれる。女の家での品物の受渡しも必ずバティンを介して行なわれる。部落の違う場合は、女の属する部落のバティンが婚姻仲介者となり、男の属するバティンは容喙しない。この席には、バティンと、女の waris および男の waris と当人同志が出席する。男側の wali からバティンに、所定の贈物と金額がみな目の前でもう一度確かめられてから手渡される。バテ

25) 1965年10月、Denai 部落の男（未婚）が、Jorak 部落の若い離婚女性に、直接結婚するかしないかの返事をせまった手紙を出した。たまたまこれが Jorak 部落のバティンの手に入り、その男は、もし結婚したいのなら即座に300ドル、その金が出せぬ時は罰金50ドルを支払うように言い渡され、結局彼は後者を取らざるを得なかった。その50ドルは、Denai と Jorak のそれぞれのバティンが2等分し、Jorak のバティンはさらにそれを女の親族などに配分した。Denai のバティンは全額を着服したという。

インは、それを女側の wali へまた確認しながら渡す。女側の wali は、その waris 一同に順番に回して披露し、最後に新婦に渡す。この後、女性側から煙草とベテルおよびシレが出されて、バティン、新郎、その wali が喫煙し、噛んで婚約の儀式は終わる。バティンの役目は、結婚の仲介と認証と言える。この婚約の時に小規模な共食儀礼が行なわれることもある。婚約のどこの2人が皆の前で食事をし、煙草、シレを喫する。その後で男方の wali、友達仲間に給仕する。そして参会者の会食が続く。

この婚約締結後、婚約者達 (tunang) は相互の親族に対して親族名称を用いることを要求される。²⁶⁾ 婚約を破れば、罰金は25ドルと言われ、女の方が違約する時には贈物・婚資金も返済する必要がある。

婚約から結婚式までの日数はまったく不定で、新郎側の都合によって、新郎が勝手に決める。これは普通、饗応のための費用捻出に要する時間であり、直ちに行なわれることもあり、3カ月、6カ月後と区切られることもある。結婚式の集まり²⁷⁾には部落外からも招待される。特に waris はどんなに遠くにいても通知を受け出席を待たれる。他の饗応に比べると、もっとも盛大な饗筵が設けられるのが普通である。

婚礼の集まりは普通花嫁の両親の家で取り行なわれ、主な行事が四つ区別される。(i) 結婚式そのもの (berarak kahwin, bersanding), (ii) 共食, (iii) 慰み事, (iv) 姻族同志の会合の四つである。

結婚式は、おそらくマレー人からの影響が強いのであろうが、次のような過程で行なわれる。(1)川で各々の友達仲間、近親者などに助けられて、別々に沐浴する。²⁸⁾ 花嫁は川上で花婿より先に、次に花婿が川下で沐浴する。²⁹⁾ 花婿・花嫁は別々の控えの家にいる。花嫁は、自分の家すなわち式の行なわれる家に控える。式の為の衣装はマレー風で、オラン・フルにとっては何の意味もないソンコッ (songkok, イスラム教徒の被るとされている帽子) をも用いる。³⁰⁾ (2)沐浴して盛装し終わると、新郎が傘をさされて、新婦の家に行列を組んで行進して行く。新郎はいとこや友達仲間に手を引かれながら歩く。先頭の者は銅鑼 (sentawa) を鳴らして賑賑しくする。(3)家に入る前に、新婦側から行進を阻まれ、そこで両方から代表者が出て、マレー

26) 陸グヤッのように婚約の結納をすると、正式の結婚の前に共に寝るということは、オラン・フルにはない。

27) このような「集まり」あるいは饗応 (jamu, bekerja, makan besar) に招待する人の範囲は、饗応の種類によって地域的範囲が決められる。例えば結婚式は部落を越えてとか、病氣治癒の招待は部落内だけでとかというきまりがある。

28) 沐浴の際、tepong tawar が頭からかける。

29) 花婿は家から沐浴場所まで友達仲間に担がれて行くこともある。

30) マレー服、ソンケット (songkit), クリス、肩掛け、男は靴、色眼鏡までマレー人を模倣している。香水を薬指で、眉毛に3度、胸に3度、薬指・中指から手のほうに3度ずつぬる。また赤い色の hinai を男も薬指と他の任意の指の爪に塗る。花嫁は眉毛・額を剃り、額際に短い毛を切り揃えて前に垂らし、その毛と残りの髪との間のはえ際を明確にする。そして花婿から送られた指輪、首飾り、衣服などを身につける。

式の演武 (silat) を行なう。幾人かの演武が終わってから、いよいよ新郎が戸口に近づくと、戸口を守っている新婦の waris の一人から再び阻止され、ここで戸口料 (kena pintu) 若干 (2.5ドル) を払わされる。戸口料を受け取った新婦側は、米を頭の上から散布する。(4) 新郎は靴をぬぎ足を洗ってから、屋内の sanding の場所に手を引かれて席につく。席には既に花嫁が坐って待っている。坐る向きは東向きで、男の左手に女が坐る。互いに肩を組み合わせて、運ばれてきた食事 (黄色い御飯とおかず) とシレと煙草とを (それぞれ男と女の waris に助けられながら) 順次お互いに食べさせ合う。その間、他の者は冗談を投げかけながら見物する。(5) この共食儀礼が済むと、花婿が花嫁の手を引いて、飾られた寝室に行き、枕の上に坐る。親族などがそれを見に来て、儀式は終りを告げる。

婚儀の後には、集まって来た人々の会食になる。会食の順序は、男性が先で、女性はその後である。まず同世代の親族、友達仲間が、新郎新婦を囲んで食事をする。その後、バティンを先頭に部落の中心だったものから食事を済ませていく。³¹⁾

この結婚の集まりの最後をしめくくるのは、berhadat と呼ばれる姻族同志の会合である。これは一般の人が立ち帰った後、即ち bersanding の翌朝行なわれる。前日の式が、いわば地域社会への披露であるのに対し、これは現金の配分を通した姻族間の固めの儀式とでも言えよう。前節に触れた timbang や寸志料 (duit hadat) などの配分と共に mas kahwin も再度確認される。³²⁾ その後、新婦はその waris の一人に両手を持たれて、手の間にハンカチを挟みながら、新郎側の waris の所に行き、その膝を3度両手で撫でる。その際、付添いの者は相手に新婦の面倒を良く見てくれるように頼み、もし新婦に過ちがあれば何でも申し出てくれというような口上を述べる。同時に新郎も同じように、新婦方の waris に一人一人挨拶して回る。挨拶が終わると、集まっている姻族同志だけで共食する。この共食には、新郎新婦の waris 以外は参加しない。

かくして、結婚の披露は終了したわけであるが、新婚の両者はまだ色々な規則を守らねばならない。例えば、3日間はお互いに向きあって背を向けずに寝ること、3日間は必ず一つの皿から食事すること、3日間は朝起きると必ず一緒に沐浴すること、3日ないし1週間は部落の外に出られず、土仕事などもできないこと、などである。これらの禁忌が守られることは、地域社会全体にとっても関心事であるが、むしろ彼らの信仰体系などにことよせた、配偶者間の紐帯を強めるための方便と見られる。

31) 会食の準備は花嫁花婿の主な親族によってなされる。その費用は花婿が出費するが、たいてい、彼の waris から色々な援助を受ける。時には、(バティンの娘の結婚などの時には) 部落の全員から何かの募金 (kotek) をすることもするという。

32) 新郎の wali からバティンに手渡されると、その配分はバティンに一任される。例えば、jasa anak (子供の奉仕) として8ドルの現金が新郎の wali からバティンに渡されると、バティンはその半分の4ドルを新郎の wali に返して、それを新郎側で配分させ、残りの4ドルを新婦のオジに1ドル、いとこに50セントずつというふうに適宜分配する。

なお、ムスリム・マレー人はイスラム法により、他の市民は Marriage Ordinance によって、何らかの結婚登録が必要であるが、オラン・フルの場合は、何の登録も報告も必要ではなく、すべて彼らの慣習法に任されている。

VI 婚後の居住形式

前節に述べたように、結婚式は通例、新婦方で催され、新郎はそのまま仕事をしない、部落を出ないという禁忌 (pantang) を守って一定の期間新婦の両親の家に住む。昔は1週間あるいはそれ以上であったが、現在は3日間だけでも良いと言われる。禁忌開けの後も、最初の1年は妻方の両親の家で過ごし、次の1年は夫方の両親の家に住み、3年目から好きな所に独立して家を建てるとというのが、一種の理想の型であったと言われる。現在は、労働条件などの個別的な事情のほうが優先して考えられる。しかし、いずれにせよ、新婦の waris の同意が必要である。

新婚1年未満の夫婦5例を見ると、4例が妻の両親あるいは妻の兄の家に寄寓している。他の1例は、部落に自分の家を建てて住んでいるが、両方の両親とも同部落に居る。2年以上の夫婦の寄寓関係を見ても圧倒的に妻方居住の形式を取っているものが多い。³³⁾

部落内婚の場合は居住の問題もさして重要ではないが、異部落の者との婚姻の場合は、両方の waris が自分の部落に住ませようと努力する。特に中国人などとの婚姻の場合、結婚の条件として、娘を部落から連れ出さないことを主張することが多い。一つの理由は、娘を通して得られる経済的利益が失われるからである。³⁴⁾

木材伐採などの仕事で他出して行く時は、妻を妻方の血族に残して行く。しかし、一般には夫婦揃って仕事のために移動していくのが普通であり、クアラルンプールの病院へ入る時でも、病気でない配偶者まで一緒に付いてゆき、原住民局を悩ませる。ただ、このように単位としては夫婦の紐帯は強いが、この単位の存続が危機に落ち込んだ時には夫婦結合を越えて、きょうだい結合が強く働く。そのために、平常では配偶者のきょうだい (ipar) との関係に気をつかい、他方では離婚が比較的簡単になされるということになる。

VII 性 道 徳

婚前の性交渉は禁止されている。婚前の者が交渉を持ったことが判明すると、kahwin tangkap (摑まえ結婚) と言って両者を強制的に結婚させることになる。まず男の方を、女方の

33) 居住の実態分析は、前掲拙稿「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」pp. 37-38 および pp. 41-43 において述べたので、本稿では省略する。

34) 前掲拙稿「親族名称」p. 43, 「娘の婿(とくに長女の)に対しては、老後の扶養をはじめとして、種々の援助が期待される。」

waris が捉えて来て、当該のバティンに決裁を求めに行く。男またはその父親は、バティンの下す罰金（denda）を支払わねばならない。³⁵⁾ この罰金が支払われない時は、男は女方の waris に無条件で服従し、かつ彼の方から離婚できないことになる。

上記は結婚の意思のなかった者が過ちを犯すと強制的に結婚させられる例である。ところが、結婚するために、両者があらかじめ示しあわせて、男が女の家に行って寝てしまうことがある。（pakai tuju, to use the collusion）これは明らかに結婚の一種で、親の反対がある時や、十分な婚資金がない時に用いられる。もちろん、初婚の場合にはそれ相当の罰金が課せられる。一例（Harun-Tempayang）では、慣習法に反した手段に訴えた事を水に流してもらうために（berseh）、バティンに20ドル（これは娘の wali に渡された）、罰金（denda）16ドルを支払った。この罰金支払いによる贖罪の後で、改めて mas kahwin や婚礼費を新郎が払って、普通の結婚式を取り行なった。ただし、離婚者などの間でこの方法が使われる時には、12ドルの罰金をバティンに支払えば良いだけである。他の種々な手続きは一切省かれる。³⁶⁾

この pakai tuju が夜這いの制度あるいはその名残りだとは思われない。オラン・フルにおいては、この方法は求婚方式ではなく、あくまでも両者の合意に基づいて結婚に持ちこもうとする最後の手段である。婚前の性交渉に対して寛容でない規範を利用していると言える。

婚前の性交渉はこのように、ある意味では厳しく制限されている。また結婚のための交渉も正しいチャンネルを通さねば、バティンに罰金を言い渡されることになる。婚前の男女の戯れも、適齢期になると差し控えられるが、しかし、男女を隔離しようとするようなムスリム・マレー人よりはずっと自由な態度が取られる。ただ、婚前交渉と言っても、単なる噂では問題にならず、現場を目撃した証人が必要である。秘密裡に行なわれた者の墮胎はある。

結婚後の婚外性交渉は、婚前性交渉と逆に、直ちに夫婦の離婚に結びつく。過ちのあった方はもちろん罰金（denda）を支払わねばならない。一度離婚経験のある独身者は、「すでに手を濡らして（basoh tangan）いるのだから」かなりの自由が認められる。

男のごく一部の中には、近くの町（Keluang, Mersing）に行き、売笑婦と交渉を持つものもいる。³⁷⁾ 既婚者に限られるようであるが、別に罪意識もない。女性の他出で消息不明はあるが、売笑婦となった例はない。

35) 父親は女方の waris に30ドル支払い、結婚する2人のために家を建て、焼畑を切り開いてやらねばならぬという。Jorak 部落の娘と他の部落の若者とのケースの場合は、遂に一銭も支払わずに終わり、若者は娘の兄の家と一緒に住むようになった。父親はしばしば食物などの仕送りを続けている。

36) Jorak 部落のバティンによると、この際支払うべき金額（timbang）は25ドルから30ドルである。昔は、普通の人は6ドル、バティンは8ドル、“Jukra”は25ドル、“Setia”は10ドル、年寄り10ドルという区別があったという。これは部落での役職の名前であるが、現在ではバティンだけを残している。この額もバティンの裁量によって、個人的な条件を勘考して金額が決められる。

37) 巡回してくる医療員に淋病の症状を訴えて注射してもらう者がいる。

性生活も建物の構造上³⁸⁾、かなり開放的にならざるを得ないので、7～8才の幼少年でも遊びごとに大人の性行為の模倣をしたりする。

性道徳は紊乱していると言うのではないが、かなり自由である。それでいながら、性交渉が直ちに婚姻に結びつくので、適当に規制されている。

Ⅷ 婚 姻 解 消

婚姻の解消は、配偶者の死亡、遺棄、離婚によって生じる。マレー語の *cherai* という言葉は「離れること」を意味し、死別、離別の両方を含む。特に死別の場合は *cherai mati* (dead separation), 離別の場合は *cherai hidup* (living separation), と区別される。死亡、離婚による婚姻解消には何らかの財産の分割が伴うが、遺棄の場合には一方の全財産の無条件の放棄ということになる。³⁹⁾ 完全に放棄された時は、離別として扱われる。

婚姻経験者141名(男70, 女71)⁴⁰⁾ をサンプルとすると、その内21名(男10, 女11)は現在無配偶者で、残り60組の夫婦が通常の結婚生活を送っている。

離別・死別の頻度数を、1回の *cherai* を1として表にしてみると、表2のごとくなる。まず死別と離別とを比較してみると、婚姻解消の約62.5%は離別であるが、回数6回と7回の女性の3ケースは特別の注意を要する。彼女達は Endau 北方 60km くらいにある Nenasi の出身で、Nenasi で既に離婚を経験してきている者である。第2節で指摘したごとく、Nenasi では (Endau のオラン・フルによれば) 早婚が行なわれ、離婚も Endau よりはずっと多い。次に3人とも離別ばかりを繰り返しているということである。第3に、この内2人は子供を1人も産んでいないこと(42才と26才)と他の1人は結婚の相手が7人全部中国人であったということ(子供は3人まで産んでいる)である。もちろん、Nenasi の人間がすべて離婚が多いとか、1度離別すると何度も繰り返すとか、不妊や中国人との結合は離婚に結びつくとか、ということ、一般化して言おうとするのではない。これらの傾向律に関しては、いずれも反証があげられる。しかし、このような特異な諸条件が揃っているこの3ケースを「例外」とすることは許されるであろう。この3例を除くと、離別と死別の比率が11:9と近くなってくる。

38) 前掲拙稿「家族構成の特質」pp. 464-467。寝室の区切りのある家は26.4%だけで、作り方が簡単なので静かに歩いても音がする。雑魚寝をすることも多い。

39) 完全に離婚してしまうことを *putus cherai* (to settle divorce) と言い、もし男が部落から離れて長期間不在にした時は *cherai gantong* (pending separation) と言い、そのまま消息がない場合には遺棄の形になる。あるインフォーマントによれば、3カ月と10日間、外に出ている夫が妻に何も送らない時は、妻は自由に結婚できるという。もちろんそれは別れる意思がある場合だけで、そうでなければ相互信頼に基づいて、いつまでも待つという。女が駆け落ちした時も、遠方の地に逃げてしまえば、そのまま離婚になる。

40) 4 クラミン、8人の夫婦は調査不能につき、いちおうここでは省く。

表 2 婚姻解消経験者数とその回数

| 婚姻解消 経験数 | 婚姻解消経験者数 | | | 死別回数 | | 離別回数 | |
|-------------|------------|------------|------------|------|----|------|----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 1回 | 18 (6) | 19 (5) | 37 (11) | 10 | 8 | 8 | 11 |
| 2 | 6 (2) | 7 (2) | 13 (4) | 6 | 8 | 6 | 6 |
| 3 | 4 (1) | 2 | 6 (1) | 2 | 1 | 10 | 5 |
| 4 | 1 (1) | 4 (3) | 5 (4) | 4 | 6 | | 10 |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | 1 | 1 | | | | 6 |
| 7 | | 2 (1) | 2 (1) | | | | 14 |
| 計 | 29 (10) | 35 (11) | 64 (21) | 22 | 23 | 24 | 51 |
| | | | | 45 | | 75 | |

() 内は現在独身者の人数

| | | |
|--------|------------|------|
| | 男 | 女 |
| 婚姻経験者： | 141人 (70, | 71) |
| 延婚姻回数： | 242回 (107, | 135) |
| 延離別回数： | 75回 (24, | 51) |
| 延死別回数： | 45回 (22, | 23) |

性別に見ると、死別では男女ほぼ同じ割合であるが、離別のほうは上記特異3例を除いてもまだ女性の離別回数のほうが男性を上回る(24:31)。ところが、さらに離婚4回のケース5例(男1, 女4)を見てみると、4回死別独身男1, 2回ずつ離別・死別を繰り返した有配偶者の女1人の外の3人はいずれも中国人と結婚して離別をしている。このようなことを考慮に入れて、高離婚率者を除いて、離婚3回までの離別回数の性比をみると24:21となる。

中国人との婚姻回数13例(ただし JR5W の7人の中国人との離婚は別)のうち、死別に終わったもの3例、離別8例で、現在も続いているもの2例(ただし、内1例は調査後死別に終わる)であるから、概して中国人と添い遂げるといふ例は少ないことは確かである。中国人との結合・離合を特別なものとして扱って、離別回数を比較してみると、男女24:23となって、女性の離別回数が著しく減少する。(この中には、上述の7, 8回離婚の特種ケースは含まれていない。)なお、この離婚回数の中には、rojok とムスリム・マレー人の称する同一人との再婚が2ケース含まれている。内1例は、妊娠中に別れ、子供が生まれてから再婚したもので、離婚の原因は「好きではなかった」からと言うが、詳しくは不明である。他の1例は、夫

が共産主義者ゲリラ時代に 政府軍に捕まっ
て長期間不在の間に 他の男と結婚したが、
旧夫が帰ってくると共にその男と 離婚して
円満に元の鞘に戻ったケースである。⁴¹⁾

全体の婚姻回数(男107, 女135, 計242)
で、離別回数を割ると、男22.9%, 女39.4

%, 全体で32.1%という離婚率(回数)が出てくる。死別に終わった婚姻回数を除いて離婚の割合を見ると、男28.2%, 女45.5%, 全体で38.1%である。ただし、女性の中国人との婚姻および Nenasi からの3人の女性を除いて算出すると、女性の離婚の割合は男性とほとんど変わりなく、むしろ低目でさえもある。即ち、前者の割合では22.5%, 後者の率では28.0%である。男性人口中には2人の中国人が含まれているが、この2名の中国人の婚姻解消はすべてオラン・フル相手であり、女性が中国人と結婚する場合ほど離婚統計に影響を与えているとは思われない。⁴²⁾

表3は離別経験者だけを対象に離別回数をチェックしたものである。男では1~3回、女では1~7回の離別をしている。後者の場合も特殊な事例を除けばだいたい1~2回である。共に最頻値は離婚1回、離婚経験者の平均離婚回数は1.8回(男1.3回, 女2.1回)である。

表3において、初婚が離別に終わった者39人(離婚経験者の92.9%), 初婚が死別によって解消され、その後再婚離別をした者は3人(女)だけである。初婚離別の内、子供が生まれる前に離別した者は約59%(男8, 女15, 計23)⁴³⁾, 一子をもうけてから離別した者約23%(9ケース)で、両者あわせて82%を占める。残りのケースは異例とも言え、その内1例は夫が生死不明となって再婚したケース、他の1組の離別は、妻が気違いとなってしまったので再婚、妻の方は彼女のきょうだいに養われているという例である。残りの1例は、5人の子供を産んで離婚した例で、女の方はその後3人(うち2人は中国人)と再婚しすべて離別、男の方は再婚死別した後、現在婚姻中である。

初婚から離別までの期間を子供の出生数から推定すると、ごく短期間であることが推定される。⁴⁴⁾ しかし、試験婚のような制度はなく、過去においても正規の婚姻と区別された試験婚

表 3 男女別累積離別回数

| 性別 | 回数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|------|------|----|---|---|---|---|---|---|----|
| | 男(人) | 13 | 3 | 2 | | | | | |
| 女(人) | 15 | 4 | 1 | 1 | | | 1 | 2 | 24 |

41) 従って、夫の方は「離婚」したとは考えていないので、この男のケースは表2に数えられていない。
42) ちなみに、この2名を除いた男性の離婚の割合は、延婚姻回数で21.5%, 死別を除く婚姻回数で25.9%となる。
43) この23ケースのサンプルを年代別に見ると、10代2, 20代5, 30代2, 40代11, 50代2, 60代1で平均32才。その内10人は結婚後1年以内に離婚したという。現在に至るまで子供のない者は6人である。
44) もちろん、初婚期間の回答はないわけではないが、答えは2カ月から10年まで様々で、片一方の旧配偶者が8カ月と言うかと思えば、他方は8年と言ってみたり、多分に疑わしい数字が混じっているので取りあげない。当人の年齢、数字の信頼性などを考慮にいれて推定すれば、初婚離別無子のケースは、ほぼ数カ月ないし二、三年の間の離別で、1年前後が多数を占める。

があったというインフォメーションはなかった。婚姻の時期が、かなり早くなることもあって、その場合に子供がすぐには産まれるチャンスが少ないので、離合がたやすく行なわれたことは想像される。⁴⁵⁾ 婚姻対価が名目上のもので、額も少なくて済むから離婚が多いという経済的な問題は、オラン・フルに関しては的を射たものではない。

過去何年間かの婚姻数と離婚数とによる離婚率は、登録も記録もないので得られないが、年齢グループ別の離婚経験者数を参考のために表4に掲げておく。

表4 年齢別離婚経験者

| 年齢グループ | 男 | 女 |
|--------|----|----|
| ～19 | | 2 |
| 20～24 | 1 | 5 |
| 25～29 | 2 | 1 |
| 30～34 | 1 | |
| 35～39 | 2 | 2 |
| 40～44 | 4 | 7 |
| 45～49 | 4 | 2 |
| 50～54 | 1 | 1 |
| 55～59 | | 2 |
| 60～64 | 2 | 2 |
| 65～ | 1 | |
| 計 | 18 | 24 |

離婚の割合の大小がそのまま結婚生活の成功幸福につながるものではないことはもちろんである。離婚が法律的・社会的に極めて厳しく監視されて困難な所では、家庭の不調和がないというのはナンセンスであろう。家庭の不調和すべてが離婚に繋がるのではないが、その解消方法を簡単な離婚に求めているのがオラン・フルの社会である。

離婚の原因は先にも触れたが、(1)本人同志が「嫌いだから」というのと、(2)本人同志は好きでも嫌いでもないが、周囲の者（本人の waris）が離れさせたというのと、(3)一方の配偶者が他人を好きになるか、あるいは背信行為をした場合と、(4)配偶者の生死不明あるいは配偶者の不具廃疾によるものなどがある。「好き」「嫌い」による説明は最も多いが、最も曖昧である。単に情緒的な感情だけによる夫婦間の葛藤か、経済的な不満によるものかは離婚する当人にも分からないのではなからうか。(2)の親族による干渉は、主に経済的な援助の期待が満足されなかったことから生じるようである。直接親族が夫婦生活に干渉していくのではなく、徐々に（ことばで）影響を与えていって、本人が「嫌い」になるように仕向けるのである。

離婚のイニシアティブは、結婚の時と違い男女平等である。夫婦共に離別に異議のない時は、その財産はすべて平等に分けられる。もし一方がその離婚をどうしても承知しそうにもない時は、他方はその全財産を配偶者にやり、配偶者の waris からの慰謝料請求に応じなければならない。あるいは単に部落を出て、配偶者並びに全財産を遺棄するかである。慰謝料請求も case by case ではあるが、慣習として、8～18ドルの金をバティンに渡す。バティンはそれを waris に分配する。妻が離婚のイニシエイトならば、mas kahwin を返済する義務があ

45) 二、三の女性の回答者の中には、初婚の時は性交を知らなかった (bodoh beginat) と主張する者もいる。

る。妻が妊娠している時は、夫は *bungah sireh* と称して、妻に12~24ドル支払う義務を課せられる。子供がない時は、男は女に1ドル支払えば済むとも言う。子供の引き取りは、夫婦の間の取り決めで双方に引き取られるが、普通乳幼児は母親に引き取られる。

死別の場合の財産分割は、夫が死ねば娘にその財産の権利が移る。娘がなく息子だけの時は息子に移譲される。妻が死んだ場合、夫はその財産を自由にできず、妻の姉妹あるいは母親に移譲される。⁴⁶⁾ 相続一般について、女性に常に優先権が与えられる。この理由は、女の方が生活の糧を得るのが難しいからだと言う。夫婦の財産は、(1)娘、(2)息子、(3)夫婦のきょうだい、(4)養子、の順で占有される。このような規則も状況に応じて、関係者の承認の下に、自由に変えられるが、財産そのものがごく限られたものであり、相続する(永久的な)耕地もないので、問題がこじれるということもない。昔は、果樹とくにドリアンの木相続が重要であったが、現在では他に現金収入があるので、あまりかえりみられない。

IX 再 婚

婚姻解消から再婚までの期間、居住に関する詳しいデータはない。上述したごとく遺棄の場合には3カ月10日すれば結婚が自由であると言われ、離婚、死別の場合も特に期間を定めて結婚を禁止するという事もない。離婚の場合は、一方の配偶者には多くの場合次の配偶者候補があるので、長期間、間を置くことはない。それ(婚姻予定者)が男であれば、女のために、女の旧夫に対して、必要ならば *mas kahwin* の返済や罰金を支払ってやる。しかし、他の一方の配偶者は、当分の間、単身生活を続けねばならない。離婚した者が2人とも単身生活を送っているというケースは調査中にはなかった。

再婚を初婚から区別して、劣等視するような傾向は見られない。ことに婚姻適齢期にある離婚者は、ほとんど未婚者と等価に扱われる。再婚の年齢の限界もない。60才の鰥夫が、50を越えた寡婦と結婚しようとしている話も、婚姻そのものに対しては何らの奇異感を部落の人は抱かない。ただ、40才を越えた女性の再婚に人気がないのは、女性の寡婦の分布が、40才以上にかたまっているのを見ても想像される。

表5は、現存の夫婦60組を対象に、婚姻歴によって区別したものである。半数が初婚同志で、17組(28.3%)は片一方の配偶者が再婚、後の13組(21.7%)が再婚同志の組み合わせである。特に夫が初婚で妻が再婚のほうが、その逆よりも多い点は注意されて良い。

表 5 夫 婦 の 婚 歴

| | | 花 初 婚 | 嫁 再 婚 |
|----|-----|----------|----------|
| 花婿 | 初 婚 | 30 | 10 |
| | 再 婚 | 7 | 13 |

46) 夫の死亡の場合は財産の1/3が娘に、2/3が息子に相続され、妻の死亡の時は共同財産は夫に属すと Logan は報告している。J. R. Logan, *op. cit.*, p. 268.

お わ り に

以上、結婚・離婚に関して、オラン・フル一般の概要を知るために、利用し得るデータをやや微視的に分析してみた。比較のためのデータということ念頭において整理してみたつもりであるが、資料の収集ができなかったために漠然とした叙述しかできない部分が多く残ったのは残念である。

オラン・フルの支配的な婚姻体系を探し出すために、ともすれば部落間の相違については触れなかったが、婚資金、儀礼、慰謝料などの決定が部落ごとに異なり、中国人への結婚に対する考え方が上流と下流とでは差異が見られることなど、部落のマレー化あるいは近代化の程度の違いということに関連してくるかもしれない。

結局、婚姻に非常に個人主義的な性格を持たせているにもかかわらず、インフォーマルな親族の利害の網がその周りに潜在していて、その網に触れるとたちまち身動きが取れなくなってしまう。そして、全体として男と女とに平等の経済的地位を与えようとするメカニズムが働いており、むしろ女性を保護するように機能しているのが、オラン・フルの婚姻制度であると言える。

参 考 文 献

- 蒲生正男「日本の婚姻体系」『文化人類学リーディングス』（祖父江孝男編，誠信書房，1968）pp. 97-110.
- 山口益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村——婚姻・離婚・家族の特質について——」『東南アジア研究』第5巻第1号（1967），pp. 2-43.
- Barnes, J. A. "The Frequency of Divorces," in A. L. Epstein (ed.), *The Craft of Social Anthropology*, London: Tavistock, 1967, pp. 47-100.
- Fortes, Meyer. "Introduction," in M. Fortes (ed.), *Marriage in Tribal Societies*, Cambridge Univ. Press, 1962, pp. 1-13.
- Goody, Jack & Esther. "The Circulation of Women and Children in Northern Ghana," *Man*, Vol. 2 (1967), pp. 226-248.
- Marshall, Gloria A. "Marriage: Comparative Analysis," in David L. Sills (ed.), *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 10 (1968), pp. 8-19.